

日南市省エネ家電等購入促進事業補助金募集要領

令和4年11月29日

地域自治課

1 目的

日南市省エネ家電等購入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、家庭におけるエネルギー費用負担軽減を目的に省エネ家電の購入を支援することにより、ゼロカーボンシティにちなんの実現に向けた取組を推進する。

2 事業内容等

(1) 補助対象者

以下①～③の要件をすべて満たす者。

- ① 日南市内に現に居住し、日南市に住民登録のある方。
- ② 日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当しない者。
- ③ 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(2) 補助対象家電(中古品を除く。)

- ① エアコン・・・日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率の多段階評価★4以上の製品
- ② 省エネ給湯器・電気給湯器(エコキュート)、石油給湯器(エコフィール)、ガス給湯器(エコジョーズ)と同等以上の製品

(3) 補助対象経費

省エネ家電等製品の購入費の本体価格(税込)のみ対象

※取付工事費・処分料等は対象外

(4) 補助率

- ① エアコン・・・購入費の3分の1以内（1,000円未満切り捨て。
ただし、50,000円を上限）

※購入費(本体価格(税込))×補助率1/3（上限 50,000円）

- ② 省エネ給湯器・・・購入費の3分の1以内（1,000円未満切り捨て。
ただし、100,000円を上限）

※購入費(本体価格(税込))×補助率1/3（上限 100,000円）

(5) 補助条件

- ① 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- ② 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- ③ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

3 補助金交付申請書等の提出

(1) 提出書類

下記書類一式を1部提出すること。

- ① 補助金交付申請書（要綱別記様式第1号）
- ② 購入する省エネ家電等製品の見積書の写し（品名や型番、性能、★表示等が記載してあること）
- ③ 身分を証明するもの（免許書の写しなど）
- ④ 誓約書（要綱別記様式第2号）

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 申請受付 随時

※申請額が予算に達した時点で、受け付けを締め切ります。

(4) 提出先

日南市役所 地域自治課 市民生活係
〒887-8585 日南市中央通1丁目1番地1

4 申込みにあたっての留意点等

- (1) 日南市内に所在する店舗、事業所から補助対象省エネ家電を購入すること。
- (2) 申請は、1世帯あたり1回、各1台に限る。（エアコンと省エネ給湯器の同時申請は可能）
- (3) 提出後の書換え及び撤回は認めない。ただし、軽微なものを除く。
- (4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者、申込資格要件を満たさない者の申込みは無効とする。
- (6) 提出書類の作成及び提出をはじめ申込みに係る費用は、すべて申込者の負担とする。

5 補助事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 補助金の交付決定日前に発注を行わないこと。
- (2) 実績報告書は、補助対象事業の完了後、必要書類(経費の支払いを証する書類の写し・事業の実施(設置)が分かる写真等)を添えて、1か月以内に提出すること。

《参考：事務手続きの流れ》

- ① 補助金交付申請【申請者→市】
- ② 補助金交付申請の審査、補助金交付決定の通知【市→申請者】
※以降、省エネ家電等製品の発注が可能。
- ③ 補助事業開始【申請者】
- ④ 実績報告【申請者→市】
※補助対象事業の完了後、1か月以内に提出
- ⑤ 補助金額の確定の通知【市→申請者】
- ⑥ 補助金の請求【申請者→市】
- ⑦ 補助金の交付【市→申請者】

6 問い合わせ

日南市役所 地域自治課 市民生活係
〒887-8585 日南市中央通1丁目1番地1
電話：0987-31-1176
FAX：0987-23-4391
E-mail：simin@city.nichinan.lg.jp